

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂水市は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

垂水市長

公表日

令和5年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>1 予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 ・別表第一 10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 16の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要 事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	事後	
平成28年9月1日	評価実施機関における担当部署 部署	保健福祉課	保健課	事後	
平成28年9月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	保健福祉課長 篠原 輝義	保健課長 鹿屋 勉	事後	
平成28年9月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉課	保健課	事後	
平成28年9月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	保健課長 鹿屋 勉	保健課長 橋 圭一郎	事後	
平成30年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成29年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1項、別表第一 10の項	事後	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項並びに予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条7号、別表第二(16の2,17,18,19の項)	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	保健課長 橋 圭一郎	保健課長	事後	
平成31年4月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	別紙評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和1年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年12月1日	II 1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の係数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 握 ②予防接種履歴の管理	1 予防接種法の規定に則り予防接種情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 握 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行 う。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行 う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間 サーバー・ソフトウェア	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー・ソフトウェア、ワクチン接種記録システ ム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10の項	番号法 ・第9条第1項 ・別表第一 10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・ 照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(16の2,17,18,19 の項)	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 16の 2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2 の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、 18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条の2、第12条の 3、第13条、第13条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 ・別表第一 10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法 ・第9条第1項 ・別表第一 10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正に伴う見直し(番号法第19条の号ズレ)
令和3年10月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 16の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法改正に伴う見直し(番号法第19条の号ズレ)
令和3年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し